

証券コード 7357

(発送日) 2025年5月14日

(電子提供措置開始日) 2025年5月8日

株 主 各 位

東京都新宿区新宿四丁目1番6号

株 式 会 社 ジ オ コ ー ド

代表取締役社長 原 口 大 輔

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年5月29日（木曜日）午前10時

2. 場 所 東京都渋谷区代々木二丁目3番1号

ホテルサンルートプラザ新宿 1階「芙蓉」（ふよう）
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目 的 事 項

報 告 事 項 第21期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）事業報告
及び計算書類報告の件

決 議 事 項 議 案 取締役4名選任の件

4. 電子提供措置事項

2頁の「電子提供措置事項について」をご参照ください。

5. 招集にあたっての決定事項

3頁の「議決権行使方法のご案内」をご参照ください。

以 上

~~~~~  
◎お土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 電子提供措置事項について

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイト(以下「サイト」という。)に掲載しておりますので、いずれかのサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

### 【当社サイト】

<https://www.geo-code.co.jp/ir/meeting/>

### 【東京証券取引所サイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証サイトにアクセスし、「銘柄名(会社名)」に「ジオコード」又は「コード」に当社証券コード「7357」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記のインターネット上の当社サイト及び東証サイトにその旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面を送付しております。ただし、電子提供措置事項のうち、計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款に基づき、本書面に記載していません。なお、当該事項は、監査役及び会計監査人がそれぞれの監査報告を作成するに際して監査をした計算書類の一部であります。

## 議決権行使方法のご案内

株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法で議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

### ■当日ご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

**株主総会日時**

2025年5月29日（木曜日）午前10時

### ■当日ご出席されない場合



#### ■書面（郵送）による議決権のご行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

**行使期限**

2025年5月28日（水曜日）午後6時30分 必着



#### ■インターネットによる議決権のご行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご送信ください。インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

**行使期限**

2025年5月28日（水曜日）午後6時30分まで



#### 「スマート行使」によるご行使

▶詳細は4頁をご覧ください。



#### 議決権行使コード・パスワード入力によるご行使

▶詳細は5頁をご覧ください。

### 書面とインターネットにより重複して議決権のご行使された場合

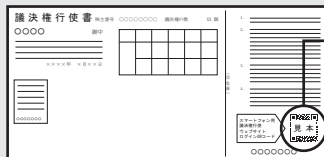
書面（議決権行使書）とインターネットにより重複して議決権をご行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。



## 「スマート行使」によるご行使

### ①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



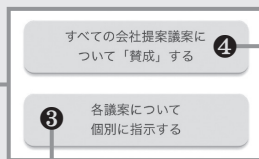
※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



### ②議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

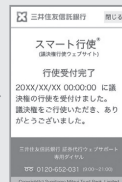


### ③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

### ④全ての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。



# 議決権行使コード・パスワード入力によるご行使

## ① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

当社の指定する議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)にアクセスします。

\*\*\* ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ! \*\*\*

- サイトの右側欄にある「ログイン」ボタンをクリックしてください。
- ログインボタンをクリックすると「議決権行使コード入力画面」が表示されます。この画面で「議決権行使コード」を入力してください。
- ログイン後は「議決権行使コード入力画面」が表示されます。

<本画面の使い方>

- 画面左側の「議決権行使コード入力画面」の「ログイン」ボタンをクリックしてください。
- ログイン後は「議決権行使コード入力画面」が表示されます。この画面で「議決権行使コード」を入力してください。
- ログイン後は「議決権行使コード入力画面」が表示されます。この画面で「議決権行使コード」を入力してください。



<https://www.web54.net>

## ② 「議決権コード」を入力し、「ログイン」をクリック

\*\*\* ログイン \*\*\*

- 議決権行使コードを入力し、「ログイン」ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは「議決権行使書」に記載されています。
- 「電子メール」により「議決権行使コード」が通知されています。この通知メールに記載されている「議決権行使コード」を入力してください。

議決権行使コード:

議決権行使書

議決権行使コード:

パスワード:

「議決権行使コード」は、議決権行使書用紙の宛名面に記載しております。

## ③ 「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

\*\*\* ご自身で登録するパスワードへの変更 \*\*\*

- ログイン後、画面左側の「パスワード変更」ボタンをクリックしてください。
- パスワード変更画面が表示されます。この画面で「パスワード」を入力してください。
- パスワード変更後は「パスワード変更完了画面」が表示されます。

新しいパスワード:

確認パスワード:

議決権行使書

議決権行使コード:

パスワード:

「パスワード」は、議決権行使書用紙の宛名面に記載しております。

以降は画面の案内に従って賛否を入力ください

ご不明な点につきましては、  
以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使について  0120-652-031 (9:00～21:00)

その他のご照会  0120-782-031 (平日9:00～17:00)

# 事業報告

(2024年3月1日から  
2025年2月28日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、雇用情勢・所得環境に改善の動きがみられ、個人消費が持ち直し企業収益も改善するなど、景気は緩やかに回復する状況にありました。しかしながら他方で、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響や、国内外の金融政策や為替変動、米国における政権移行後の通商政策などの政策動向、長期化するウクライナ情勢等を勘案する必要性があり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような経済情勢のなか、当社が主たる事業領域とする国内インターネット広告市場は成長を続け、2024年にはテレビ・新聞・雑誌・ラジオのマスコミ四媒体合計を上回る3兆6,517億円（前年比9.6%増）規模に拡大しており（出所：「2024年 日本の広告費」株式会社電通）、社会のデジタル化を背景として堅調に伸長し、今後も継続して拡大することが見込まれます。

同様に、当社がクラウド業務支援ツールをサービス提供している国内SaaS市場においても、2023年度の1兆7,328億円から5年後の2028年度には3兆円に迫る2兆9,078億円規模に達するとの予測がみられ拡大傾向にあります（出所：「ソフトウェアビジネス新市場2024年版」株式会社富士キメラ総研、「SaaS業界レポート2024」スマートキャンプ株式会社）。今後も労働人口の減少が見込まれるなかで、DX（デジタルトランスフォーメーション）推進、働き方改革や生産性向上を実現するためのIT投資需要の増加は継続するものとみられ、また、それらに加えて、AI技術の普及による市場規模の更なる拡大も見込まれます。

当事業年度において当社ではこのような市場環境を背景として、引き続き安定的かつ継続的な事業拡大を目指し、主力事業であるWebマーケティング事業とクラウドセールステック事業を中心に、東京、大阪を主な拠点とした営業活動やWebマーケティングによる受注強化に加え、展示会への出展や大手企業・金融機関・代理店との関係強化や協業等により多様な販路を確立し、業績の向上に継続して取り組んでまいりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は1,582,072千円（前期比4.0%増）となりました。営業利益については、先行投資として販売関連費や採用費等を増額したなかで、販売費及び一般管理費全体では無駄な費用の発生を抑え前期比2.2%増にとどめたものの、売上高の計画未達をカバーしきれずに営業損失が25,081千円（前事業年度は営業損失5,766千円）となりました。経常利益及び当期純利益については、カード決済に係るキャッシュバック収益及び余剰資金を活用した有価証券投資からの配当収益の計上で営業損失をカバーした結果、経常利益27,889千円（前期比24.9%増）、当期純利益16,732千円（同17.7%増）となりました。

なお、報告セグメントごとの事業の状況は、以下のとおりであります。

（Webマーケティング事業）

Webマーケティング事業においては、オーガニックマーケティング（注）、Web広告等の提供サービスの品質向上、新たなサービスの拡充や業務効率の改善に継続して取り組むとともに、販路の開拓も積極的に推進いたしました。

以上の結果、Web広告の売上が前期比31.3%増と順調に伸長したものの、オーガニックマーケティングの新規受注が伸び悩んだこと等もあり、当事業年度における売上高1,364,996千円（前期比2.0%増）、セグメント利益348,244千円（同5.8%減）となりました。

（注）オーガニックマーケティングとは、広告を使わずに、主にGoogle、Yahoo!等の検索エンジン経由でのWebサイトのアクセス数の増加から案件成約に結び付けるマーケティング活動のことです。具体的には、Webサイトの検索順位を向上させるためのサイトマップ構築、SEO対策、コンテンツマーケティング、さらにWebサイトへのアクセスを成約へと効果的に結び付けていくためのUI・UX改善等を各Webサイトの状況や状態に合わせて複合的に立案し、コンサルティングとして提案するとともに、提案した施策の実施に必要な作業も代行することで、効率的かつ迅速にWebサイトの成功を支援するものであります。

(クラウドセールステック事業)

クラウドセールステック事業においては、顧客に対するツールの導入支援や定着支援を推進すると共に、マーケティング機能や生成AIを活用した新機能の開発・提供等を進め、ツールの利便性と機能性の向上に継続して取り組んでまいりました。

以上の結果、当事業年度における売上高217,076千円（前期比19.1%増）と伸長しましたが、先行投資として販売関連費等を増額した影響で、セグメント損失が10,092千円（前事業年度はセグメント損失884千円）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施した当社の設備投資の総額は、8,238千円（無形固定資産を含む）であります。主なものは、人員増加等に備えたPC及びその周辺機器の購入費用等であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。



## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第 18 期<br>(2022年2月期) | 第 19 期<br>(2023年2月期) | 第 20 期<br>(2024年2月期) | 第 21 期<br>(当事業年度)<br>(2025年2月期) |
|----------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高(千円)      | 3,453,520            | 1,519,075            | 1,520,546            | 1,582,072                       |
| 経 常 利 益(千円)    | 196,494              | 119,665              | 22,332               | 27,889                          |
| 当 期 純 利 益(千円)  | 132,775              | 79,663               | 14,212               | 16,732                          |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 51.49                | 30.21                | 5.20                 | 6.05                            |
| 総 資 産(千円)      | 1,966,985            | 2,014,853            | 1,940,421            | 1,838,106                       |
| 純 資 産(千円)      | 1,146,170            | 1,239,947            | 1,219,769            | 1,171,431                       |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 437.25               | 454.81               | 441.67               | 420.91                          |

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第19期(2023年2月期)の期首から適用しており、第19期から当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社の対処すべき主な課題は、以下のとおりであります。

##### ① Webマーケティング提供サービスの持続的な品質向上

当社の主力サービスである「オーガニックマーケティング」は、従来のSEO対策とWebサイト制作を統合し、検索エンジン経由でのWebサイトのアクセス数の増加から、案件成約率の改善まで、一連のマーケティングプロセス全てを一社完結で支援するサービスであります。検索エンジンにおいて頻繁に実施される順位決定の仕組み（アルゴリズム）の更新に対応していくことが提供サービスの持続的な品質向上を図っていくうえで必須の事項であると考えております。また、Web広告運用においては、広告媒体の多様化や広告媒体社側から提供される広告出稿のための最新機能を積極的に取り入れていくことが重要であると考えております。さらに近年では、生成AI等の最新技術の活用も必要となってきております。そのため当社では、SEOやWeb広告運用に関する対策手法や運用体制の改善に日常的に取り組むとともに最新の技術動向や顧客ニーズ等を踏まえ、サービス品質の維持・向上に今後も継続して取り組んでまいります。

##### ② クラウド業務支援ツールの市場競争力の向上

DX（デジタルトランスフォーメーション）推進の機運が継続するなかで、当社が提供するクラウド業務支援ツールの市場競争力を高めていくためには、顧客ニーズに迅速かつ柔軟に対応し、AI技術も活用しながら提供ツールの機能及び利便性のさらなる向上を図ったうえで、販売力を強化するとともに販売後のサポート体制を充実していくことが重要であると考えております。そのため当社では、ツール導入から定着まで顧客を支援するカスタマーサクセス要員の配置や開発体制の充実・強化を図るとともに、周辺サービスを提供する他社ツールとの機能連携や大手企業との協業等も積極的に進め、クラウド業務支援ツールの市場競争力の向上に今後も継続的に取り組んでまいります。

##### ③ 継続取引の強化による収益安定化

当社は、安定した収益基盤を確立し持続的な企業成長を実現するためには、継続取引を中心に事業展開を図ることが重要であると考えております。そのため当社では、Webマーケティングサービス及びクラウド業務支援ツールの提供を通してストック型の取引を基本とし、今後も顧客との継続的な関係構築に努めてまいります。

#### ④ 多様な販路の確立

当社は、持続的な企業成長を実現するためには、既存顧客との継続取引の拡大とともに新規顧客の獲得が重要であると考えております。そのため当社では、オウンドメディア（注１）の充実やSEO対策のノウハウを駆使してWebサイト経由での受注率向上に継続的に取り組むとともに、既存顧客への提案力を高め、アップセル（注２）やクロスセル（注３）をより一層推進してまいります。また、大手企業や代理店、金融機関等との関係強化を図り新たな販路の開拓にも努め、今後も多様な販路の確立に継続して取り組んでまいります。

#### ⑤ 認知度の向上

当社は、中長期的な企業価値向上を実現するためには、当社及び当社が提供するサービスの認知度向上が重要であると考えております。そのため当社では、自社Webサイト（コーポレートサイト、各サービスサイト）やオウンドメディアをより一層充実させること等により自社マーケティング活動を強化し、また、積極的な広報IR活動やSNSでの発信、さらには展示会への出展等を通して、当社及び当社提供サービスに関する情報発信力を高め、認知度向上に向けて今後も継続して取り組んでまいります。

#### ⑥ 多様な人材の確保

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現していくうえで、人的資本を最重要の経営資源と位置付けており、多様な人材を積極的に採用するとともに、入社した人材が長期にわたり活躍できる職場環境を整備することが重要であると考えております。そのため当社では、多様な人材を採用し、中核人材を適材適所で役職者へ登用するとともに、教育制度・研修体制を含め全ての人材が活躍できる職場環境を充実・整備することに努め、多様な人材の確保に向けて今後も継続して取り組んでまいります。

#### ⑦ 経営管理体制の強化とコーポレート・ガバナンスの強化

当社は、中長期的な企業価値向上を実現するためには、コーポレート・ガバナンスや財務報告の適正性確保を含めた経営管理体制を強化し、コンプライアンスの徹底に努めていくことが重要であると考えております。そのため当社では、役職員のコンプライアンス意識の向上、各種リスクの管理や定期的な内部監査の実施による経営管理体制の強化、社外役員による

モニタリングの実効性確保や監査役監査の実施によるコーポレート・ガバナンス体制の強化に今後も継続して取り組んでまいります。

⑧ 情報セキュリティ体制の強化

当社は、顧客との取引を行うにあたり、顧客情報、個人情報及び営業機密等の機密情報を取り扱うことから、継続して情報セキュリティ体制を強化していくことが重要であると考えております。そのため当社では、サーバー設備をはじめ社内ネットワークや情報機器等に適切なセキュリティ手段を採用することによってサイバー攻撃等による不正アクセスや情報漏洩、システム障害等の回避に努めるとともに、機密情報管理に関する社内規程の整備や社内教育の徹底にも努め、情報セキュリティ体制の充実・強化に今後も継続して取り組んでまいります。

⑨ 生成AI活用による業務革新の推進

当社は、業務の生産性向上及び業務品質の均一化において、生成AIの活用が重要な施策であると考えております。そのため当社では、生成AI利用ガイドラインを制定し、役職員が安全かつ効果的に生成AIを活用できる体制を整備しております。生成AI活用に際しては、情報セキュリティの確保及びコンプライアンスの遵守を徹底するとともに、役職員一人ひとりのAIリテラシー向上に向けた教育・研修プログラムを実施してまいります。これらの取り組みを通じて、全社的な業務革新の実現に努めてまいります。

⑩ 東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準への適合

当社は、上場している東京証券取引所スタンダード市場における上場維持基準のうち「流通株式時価総額」について該当基準に適合しない状況にあります。そのため当社では、各種事業上の施策を着実に実行することで業績を向上させ、安定的かつ継続的な事業成長を回復することが流通株式時価総額を増加させるための最重要事項であると考えており、全社一丸となって日々の事業活動に今後も継続して取り組んでまいります。また、併せて、株主還元政策、広報IR活動による認知度向上、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化等にも積極的に取り組むことで企業価値向上を目指し、上場維持基準適合に向けて引き続き取り組んでまいります。

<用語解説>

| 番号   | 用語       | 意味・内容                                                                               |
|------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| (注1) | オウンドメディア | 自社の商品・サービスの情報発信やブランディング、集客のために企業やブランドが自ら運営するメディア（オンライン媒体）のことです。                     |
| (注2) | アップセル    | 既存顧客に対して、現在利用しているサービスにおいて、より単価の高い上位モデルに乗り換えること、又は、より利用量を増やすことを促し、顧客単価を上げる販売施策のことです。 |
| (注3) | クロスセル    | 既存顧客に対して、現在利用しているサービスと併せて別のサービスの利用を促し、顧客単価を上げる販売施策のことです。                            |

(5) 主要な事業内容（2025年2月28日現在）

| 事業区分            | 事業内容                                                                                                                                                                                |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Webマーケティング事業    | オーガニックマーケティング<br>SEOコンサルティング<br>コンテンツコンサルティング、制作<br>UI・UX改善コンサルティング<br>サイト修正指示、作業代行<br>Webサイト制作、Webアプリケーション開発<br>Web広告<br>リスティング広告、ディスプレイ広告、ネイティブ広告<br>SNS広告、アフィリエイト広告、動画広告、純広告等の運用 |
| クラウドセールスSTACK事業 | クラウド業務支援ツールの開発、販売、サポート<br>営業支援ツール「ネクストSFA」<br>勤怠管理・交通費精算・経費精算ツール「ネクストICカード」                                                                                                         |

(6) 主要な営業所（2025年2月28日現在）

|               |          |
|---------------|----------|
| 本社            | 東京都新宿区   |
| 関西支社          | 大阪府大阪市北区 |
| 静岡やらまいかデジタルラボ | 静岡県袋井市   |

(7) 使用人の状況（2025年2月28日現在）

| 使用人数    | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|---------|-----------|-------|--------|
| 128（3）名 | 10名増（一名増） | 34.2歳 | 4年4ヵ月  |

| 事業区分            | 使用人数   | 前事業年度末比増減 |
|-----------------|--------|-----------|
| Webマーケティング事業    | 85（2）名 | 3名増（一名増）  |
| クラウドセールスSTACK事業 | 21（－）  | 6名増（一名増）  |
| 全社（共通）          | 22（1）  | 1名増（一名増）  |
| 合計              | 128（3） | 10名増（一名増） |

（注）1. 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均就業人員を外数で記載しております。

2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、管理部門に所属している人数並びに社長直轄部署に所属している人数であります。

(8) 主要な借入先の状況（2025年2月28日現在）

| 借入先        | 借入残高     |
|------------|----------|
| 株式会社阿波銀行   | 58,374千円 |
| 株式会社三井住友銀行 | 41,666千円 |
| 株式会社みずほ銀行  | 40,340千円 |
| 株式会社群馬銀行   | 5,520千円  |
| 株式会社武蔵野銀行  | 1,385千円  |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（2025年2月28日現在）

(1) 発行可能株式総数 8,000,000株

(2) 発行済株式の総数 2,783,100株

（注）新株予約権の行使により、発行済株式の総数は21,400株増加しております。

(3) 株主数 2,095名

(4) 大株主

| 株 主 名                   | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|-------------------------|------------|---------|
| 株 式 会 社 デ ィ ー グ ラ ウ ン ド | 1,000,000株 | 35.93%  |
| 原 口 大 輔                 | 622,600    | 22.37   |
| 吉 田 知 史                 | 92,900     | 3.33    |
| 株 式 会 社 ビ ジ ョ ン         | 51,200     | 1.83    |
| ジ オ コ ー ド 従 業 員 持 株 会   | 43,527     | 1.56    |
| 坂 従 一 也                 | 30,500     | 1.09    |
| 佐 伯 高 史                 | 30,300     | 1.08    |
| 楽 天 証 券 株 式 会 社         | 22,700     | 0.81    |
| 松 井 証 券 株 式 会 社         | 19,200     | 0.68    |
| 上 田 八 木 短 資 株 式 会 社     | 16,200     | 0.58    |

（注）当社は、自己株式を5株保有しており、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
該当事項はありません。



### 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |                   | 第6回新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------------------|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行決議日                  |                   | 2019年3月14日                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 新株予約権の数                |                   | 73 個                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式 14,600 株<br>(新株予約権 1 個につき200 株)                                                                                                                                                                                                                                  |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権 1 個当たり 57,000 円<br>(1 株当たり 285 円)                                                                                                                                                                                                                               |
| 権利行使期間                 |                   | 2021年3月15日から2029年3月14日まで                                                                                                                                                                                                                                              |
| 行使の条件                  |                   | <p>i 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。</p> <p>ii 新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場した日から起算して1年を経過する日までは、新株予約権を行使することができない。</p> <p>iii 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> |
| 役員の保有状況                | 取締役<br>(社外取締役を除く) | <p>新株予約権の数 50 個</p> <p>目的となる株式数 10,000 株</p> <p>保有者数 1 名</p>                                                                                                                                                                                                          |
|                        | 社外取締役             | <p>新株予約権の数 ー 個</p> <p>目的となる株式数 ー 株</p> <p>保有者数 ー 名</p>                                                                                                                                                                                                                |
|                        | 監査役               | <p>新株予約権の数 ー 個</p> <p>目的となる株式数 ー 株</p> <p>保有者数 ー 名</p>                                                                                                                                                                                                                |

(注) 2020年7月30日開催の取締役会決議により、2020年8月22日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割により「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（2025年2月28日現在）

| 会社における地位   | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                   |
|------------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長    | 原 口 大 輔 |                                                                                           |
| 専 務 取 締 役  | 吉 田 知 史 | 管理管掌                                                                                      |
| 取 締 役      | 坂 従 一 也 | 事業管掌、事業推進部長                                                                               |
| 取 締 役（社 外） | 長 橋 賢 吾 | フューチャーブリッジパートナーズ(株) 代表取締役<br>(株)ネットスターズ 社外取締役<br>野原グループ(株) 取締役                            |
| 常 勤 監 査 役  | 森 崎 稔   |                                                                                           |
| 監 査 役（社 外） | 山 本 純 一 | 山本・吉田法律事務所 パートナー                                                                          |
| 監 査 役（社 外） | 松 本 武   | 松本武公認会計士事務所 代表<br>(株)オークファン 社外監査役<br>(株)エムアンドスマート 代表取締役<br>イースト・インベストメント・キャピタルGP(株) 代表取締役 |

(注) 1. 監査役松本武氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

2. 取締役の担当(管掌を除く)の異動は次のとおりであります。

#### ①当事業年度中

| 氏名    | 異動前        | 異動後   | 異動年月日      |
|-------|------------|-------|------------|
| 吉田 知史 | 専務取締役 管理部長 | 専務取締役 | 2024年12月1日 |

#### ②当事業年度末日後

| 氏名    | 異動前        | 異動後                      | 異動年月日     |
|-------|------------|--------------------------|-----------|
| 坂従 一也 | 取締役 事業推進部長 | 取締役<br>オーガニックマーケティング制作部長 | 2025年3月1日 |

3. 監査役松本武氏は、2024年5月1日付でイースト・インベストメント・キャピタルGP(株)の代表取締役に就任しました。
4. 社外取締役及び各社外監査役の重要な兼職先と当社との間に重要な取引その他特別な関係はありません。
5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## (3) 補償契約の内容の概要等

当社は、取締役原口大輔氏、吉田知史氏、坂従一也氏、長橋賢吾氏及び監査役森崎稔氏、山本純一氏、松本武氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、役員の悪意又は重過失に起因して生じた損失については、補償の対象としないこととしております。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、役員全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用等（以下「損害」という。）を填補することとしております。

ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害は、当該保険契約によっても填補されないこととしております。なお、全ての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。

## (5) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 報酬等の総額<br>(千円)    | 報酬等の種類別の総額 (千円)   |             |            | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|--------------------|-------------------|-------------------|-------------|------------|-----------------------|
|                    |                   | 基本報酬              | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |                       |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 43,800<br>(1,800) | 43,800<br>(1,800) | —<br>(—)    | —<br>(—)   | 4<br>(1)              |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 14,400<br>(6,000) | 14,400<br>(6,000) | —<br>(—)    | —<br>(—)   | 4<br>(3)              |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 58,200<br>(7,800) | 58,200<br>(7,800) | —<br>(—)    | —<br>(—)   | 8<br>(4)              |

(注) 上表には、2024年5月30日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

イ．取締役の金銭報酬の額は、2017年2月23日開催の定時株主総会継続会において年額150百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は3名であります。

ロ．監査役の金銭報酬の額は、2015年9月18日開催の臨時株主総会において年額15百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名であります。

### ③ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年12月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について社外役員に諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合しているか否かを含む総合的な検討を行っており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

a. 基本報酬に関する方針

役位、職責、在任年数を基礎に、会社に対する貢献や実績、将来の期待値、さらに同業他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等の諸要素を総合的に勘案して決定することとしております。

b. 業績連動報酬等に関する方針

該当事項はありません。

c. 非金銭報酬等に関する方針

該当事項はありません。

d. 報酬等の割合に関する方針

該当事項はありません。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

株主総会で決議された年間報酬限度額の範囲内での月例の固定報酬とすることとしております。

f. 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役会決議に基づき代表取締役社長に一任することとしております。また、その一任する内容は各取締役個人別の報酬額の具体的な金額とすることとしております。

g. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

該当事項はありません。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長原口大輔氏に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の会社経営への貢献・寄与等について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したからであります。

## (6) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

「4. 会社役員の状況 (1) 取締役及び監査役の状況」に記載したとおりであります。

### ② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 取締役会<br>出席状況 | 監査役会<br>出席状況 | 主な活動状況及び社外取締役・監査役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                |
|-------|---------|--------------|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 長 橋 賢 吾 | 22回/22回      | —            | 上場企業における企業経営の経験とITビジネスについての高い見識に基づき、主に当社の経営戦略・事業戦略に関する助言・提言を行い、ガバナンスに関して適宜発言を行う等、経営監督機能を十分に発揮しております。 |
| 監 査 役 | 山 本 純 一 | 22回/22回      | 21回/21回      | 弁護士としての豊富な経験と高い見識に基づき、主に当社の法務・コンプライアンス、ガバナンス向上に関する助言・提言を行っております。                                     |
| 監 査 役 | 松 本 武   | 17回/17回      | 16回/16回      | 公認会計士・税理士としての豊富な経験と高い見識に基づき、主に当社の経理・財務、ガバナンス向上に関する助言・提言を行っております。                                     |

(注) 社外監査役松本武氏は、2024年5月30日開催の第20回定時株主総会において新たに監査役に選任され就任したため、当事業年度中に開催された取締役会及び監査役会のうち、2024年5月30日以降に開催されたもののみを対象としております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

アーク有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 26,400千円  |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 26,400千円  |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要  
は以下のとおりであります。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. リスクマネジメント及びコンプライアンス規程(以下、「R&C規程」という。)を制定し、コンプライアンス体制の構築・維持をします。

ロ. コンプライアンスについて、取締役への周知徹底、使用人への教育・研修等を行い、コンプライアンスを遵守する企業風土の醸成や、役職員のモラル向上に努めます。

ハ. 法令違反や不適切行為に関する相談又は通報を行うことができる内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応します。

ニ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、一切の関係及び取引行為を遮断することを反社会的勢力への対応に関する規程等で定めております。また、その実効性を高めるために外部関係機関からの情報収集に取り組み、関係行政機関や外部専門機関等と緊密な連携を図り、速やかに適切な対応がとれる体制を整備します。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程・情報管理規程を制定し、株主総会議事録・取締役会議事録・決裁申請書・計算書類・法定書類、その他文書管理規程に定める文書を、関連資料とともに保存しております。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. R&C規程を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築します。

ロ. 定期的にリスクマネジメント及びコンプライアンス推進委員会(以下、「R&C委員会」という。)を開催し、リスク管理に関する方針、体制の確立及び対策を講じます。



- ハ、重大な事故等、緊急事態が発生した場合には、代表取締役社長を長とする緊急対策体制のもと、迅速な対応を行い、損失を最小限に留めるものとします。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は取締役会規程・業務分掌規程・職務権限規程等に依拠して職務を執行するとともに、効率的・合理的な経営計画及び事業計画を策定・推進するために各部門会議等を活用し、全社的な業務の効率化を実現する体制を整えます。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- イ、監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を監査役との協議に基づき任命します。
- ロ、監査役の職務を補助する使用人は、常勤監査役の直轄下に置き取締役の指揮・命令は受けないものとします。
- ハ、当該使用人の人事異動及び考課については、常勤監査役の同意を得るものとします。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- イ、監査役は取締役会に出席して、報告・審議・決裁事項等を取締役と共有します。また、各部門の会議についても、監査役はその必要性を認めた場合に出席します。
- ロ、内部監査室が内部監査により知り得た重要な情報や内部監査報告書も、確実に監査役に報告される体制を整えます。
- ハ、取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、速やかに監査役に報告することとします。
- ニ、監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを徹底します。

⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図ります。
- ロ. 監査役は、内部監査室及び会計監査人と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図ります。
- ハ. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の前払いまたは償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従いこれに応じるものとします。

⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制を構築し、適切な運用を実施するため、経理に係る諸規程を整備するとともに、会計基準その他関連する法令を遵守するための教育・啓蒙を行うことにより、財務報告にかかる内部統制の充実を図ります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 当事業年度において取締役会は22回開催され、社外役員の出席のもとで、十分な審議時間を確保し活発な議論を行ったうえで、報告及び議案の決議が行われております。なお、社外役員の出席状況等については、「4. 会社役員の状況 (6) 社外役員に関する事項 ② 当事業年度における主な活動状況」をご参照ください。
- ロ. 取締役会において当社の経営成績が報告され、経営目標の達成状況、経営課題及びその対応策について確認し、議論を行っております。

② リスク管理体制

- イ. リスクの防止及び会社損失の最小化を図ることを目的としてR&C規程を定め、常勤役員及び各部長等で構成するR&C委員会において定期的にリスクの洗い出しと評価、優先的に対処すべきリスクの選定と対応策の立案及び対応状況の進捗確認を行い、取締役会に報告しております。

- ロ. R&C規程を制定し、重大な事故や緊急事態への対応を定め、代表取締役社長を長とする緊急対策体制のもと、迅速な対応を行い、損失を最小限に留めることとしております。
- ハ. 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）はJIS Q 27001:2014（ISO/IEC 27001:2013）の適合認証を取得しており、ISMSに基づき、情報管理に関する啓発活動を実施する等、不適切な情報管理及び機密情報流出の未然防止に向けた取り組みを行っております。

### ③ コンプライアンス管理体制

- イ. R&C規程を定め、これを周知するとともに、コンプライアンス関連の各種研修を継続的に実施しております。コンプライアンスを遵守する企業風土の醸成や取締役及び使用人のモラル向上を図るため、研修内容の見直しを行い、コンプライアンスに関する教育を充実させております。
- ロ. 内部通報制度を整備し、取締役及び使用人に対し周知し、コンプライアンス問題等の早期発見及び迅速かつ適切な対応に努めております。また、内部通報制度の実効性を担保するため、内部窓口のほか外部窓口も設置しております。

### ④ 監査役の監査体制

- イ. 当事業年度において監査役会を21回開催したほか、監査役は監査役会において定められた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会、R&C委員会への出席や代表取締役社長との定期的な会合を持つことで、監査機能の強化及び向上を図っております。
- ロ. 監査役及び監査役会は、監査部門から、内部監査、再発防止策の実行状況等の現状について定期的に報告を受け、常勤監査役は、課題や情報共有のため、被監査部門に対する内部監査結果説明会、フォローアップ監査等に同席しております。

### ⑤ 内部統制システム

- イ. 財務報告に係る内部統制の整備及び運用についての基本方針に従い、内部統制システムの整備及び運用を行い、内部監査室が会計監査人と連携し、それらの整備・運用状況に対する有効性の評価を行っております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と認識しており、持続的な事業の拡大と経営基盤の確立のための内部留保の充実に配慮しつつ、業績・財務状況及び事業環境等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当を維持することを基本方針としております。

当社の剰余金の配当等の決定機関は取締役会であり、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を行うことを基本方針としております。なお、当社は、会社法第459条第1項に基づき、期末配当は2月末日、中間配当は8月31日を基準日として、剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき普通配当20円とし、さらに当期が創業20周年の事業年度であることから5円の記念配当を加えて、1株当たり25円の期末配当を行うことといたしました。

# 貸 借 対 照 表

(2025年2月28日現在)

(単位：千円)

| 科 目         | 金 額       | 科 目           | 金 額       |
|-------------|-----------|---------------|-----------|
| (資 産 の 部)   |           | (負 債 の 部)     |           |
| 流 動 資 産     | 1,301,468 | 流 動 負 債       | 591,017   |
| 現金及び預金      | 939,860   | 買 掛 金         | 224,955   |
| 売 掛 金       | 252,170   | 1年内返済予定の長期借入金 | 81,817    |
| 仕 掛 品       | 5,616     | リ ー ス 債 務     | 5,079     |
| 貯 蔵 品       | 61        | 未 払 金         | 17,001    |
| 前 渡 金       | 51,573    | 未 払 費 用       | 81,016    |
| 前 払 費 用     | 26,892    | 未 払 法 人 税 等   | 11,340    |
| そ の 他       | 26,812    | 契 約 負 債       | 118,161   |
| 貸 倒 引 当 金   | △1,519    | 預 り 金         | 3,132     |
| 固 定 資 産     | 536,637   | 受 注 損 失 引 当 金 | 3,063     |
| 有 形 固 定 資 産 | 36,731    | そ の 他         | 45,449    |
| 建 物         | 23,382    | 固 定 負 債       | 75,657    |
| 工具、器具及び備品   | 2,785     | 長 期 借 入 金     | 65,468    |
| リ ー ス 資 産   | 10,563    | リ ー ス 債 務     | 7,099     |
| 無 形 固 定 資 産 | 15,939    | そ の 他         | 3,089     |
| ソフトウエア      | 15,939    | 負 債 合 計       | 666,674   |
| 投資その他の資産    | 483,967   | (純資産の部)       |           |
| 投資有価証券      | 277,268   | 株 主 資 本       | 1,185,344 |
| 差 入 保 証 金   | 100,500   | 資 本 金         | 363,865   |
| 敷 金         | 59,872    | 資 本 剰 余 金     | 307,365   |
| 破産更生債権等     | 106       | 資 本 準 備 金     | 291,365   |
| 繰 延 税 金 資 産 | 46,326    | その他資本剰余金      | 16,000    |
| 貸 倒 引 当 金   | △106      | 利 益 剰 余 金     | 514,116   |
| 資 産 合 計     | 1,838,106 | その他利益剰余金      | 514,116   |
|             |           | 繰越利益剰余金       | 514,116   |
|             |           | 自 己 株 式       | △3        |
|             |           | 評価・換算差額等      | △13,912   |
|             |           | その他有価証券評価差額金  | △13,912   |
|             |           | 純 資 産 合 計     | 1,171,431 |
|             |           | 負 債 純 資 産 合 計 | 1,838,106 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2024年3月1日から  
2025年2月28日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額       |
|-------------------------|-----------|
| 売 上 高                   | 1,582,072 |
| 売 上 原 価                 | 767,206   |
| 売 上 総 利 益               | 814,866   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 839,947   |
| 営 業 損 失                 | 25,081    |
| 営 業 外 収 益               |           |
| 受 取 利 息                 | 624       |
| 受 取 配 当 金               | 25,202    |
| 受 取 手 数 料               | 27,527    |
| そ の 他                   | 1,241     |
| 営 業 外 費 用               |           |
| 支 払 利 息                 | 1,624     |
| 経 常 利 益                 | 27,889    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 27,889    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 13,305    |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △2,147    |
| 当 期 純 利 益               | 16,732    |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年3月1日から  
2025年2月28日まで)

(単位：千円)

|                                | 株 主 資 本 |           |          |                 |                 |               |      |             |
|--------------------------------|---------|-----------|----------|-----------------|-----------------|---------------|------|-------------|
|                                | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |          |                 | 利 益 剰 余 金       |               | 自己株式 | 株 主 資 本 合 計 |
|                                |         | 資本準備金     | その<br>資本 | 他の<br>剰余金<br>合計 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 合 計 |      |             |
|                                |         |           |          |                 | 繰 越 利 益 金 剰 余 金 |               |      |             |
| 当 期 首 残 高                      | 361,827 | 289,327   | 16,000   | 305,327         | 552,618         | 552,618       | △3   | 1,219,769   |
| 当 期 変 動 額                      |         |           |          |                 |                 |               |      |             |
| 新株の発行(新株予<br>約 権 の 行 使 )       | 2,038   | 2,038     |          | 2,038           |                 |               |      | 4,076       |
| 剰 余 金 の 配 当                    |         |           |          |                 | △55,233         | △55,233       |      | △55,233     |
| 当 期 純 利 益                      |         |           |          |                 | 16,732          | 16,732        |      | 16,732      |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動額<br>( 純 額 ) |         |           |          |                 |                 |               |      | -           |
| 当 期 変 動 額 合 計                  | 2,038   | 2,038     | -        | 2,038           | △38,501         | △38,501       | -    | △34,425     |
| 当 期 末 残 高                      | 363,865 | 291,365   | 16,000   | 307,365         | 514,116         | 514,116       | △3   | 1,185,344   |

|                                | 評価・換算差額等<br>その他有価証券<br>評価差額金 | 純資産<br>合計         |
|--------------------------------|------------------------------|-------------------|
| 当 期 首 残 高                      | -                            | - 1,219,769       |
| 当 期 変 動 額                      |                              |                   |
| 新株の発行(新株予<br>約 権 の 行 使 )       |                              | 4,076             |
| 剰 余 金 の 配 当                    |                              | △55,233           |
| 当 期 純 利 益                      |                              | 16,732            |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動額<br>( 純 額 ) | △13,912                      | △13,912 △13,912   |
| 当期変動額合計                        | △13,912                      | △13,912 △48,338   |
| 当 期 末 残 高                      | △13,912                      | △13,912 1,171,431 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年4月23日

株式会社ジオコード

取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 米倉 礼二

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 早川 和宏

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジオコードの2024年3月1日から2025年2月28日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月24日

株 式 会 社 ジ オ コ ー ド      監 査 役 会

常 勤 監 査 役 森      崎      稔      ⑩

監 査 役（社外監査役） 山      本      純      一      ⑩

監 査 役（社外監査役） 松      本      武      ⑩

## 株主総会参考書類

### 議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（4名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)                 | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する<br>当 社 の<br>株 式 数 |
|-----------|---------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1         | は ら ぐ ち だ い す け<br>原 口 大 輔<br>(1976年2月27日生) | 1997年9月 ㈱ニチヨーキャリー(現 ㈱ベストランス)入社<br>2003年5月 ㈱ネクサス(現 ㈱ジェイ・コミュニケーション) 入社<br>2004年4月 ㈱リベラル 入社<br>2005年2月 ㈱ジオコード(現 当社)設立 取締役<br>2006年5月 当社 有限会社から株式会社へ組織変更<br>代表取締役社長(現任)                                                                                                                                      | 622,600株               |
| 2         | よ し だ と も ふ み<br>吉 田 知 史<br>(1968年8月13日生)   | 1994年9月 等松・トウシュ・ロスコンサルティング㈱<br>(現 アビームコンサルティング㈱)入社<br>1999年10月 朝日監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人)入所<br>2003年4月 公認会計士登録<br>2005年9月 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所<br>EYトランザクション・アドバイザー・サービス㈱<br>(現 EYストラテジー・アンド・コンサルティング㈱)出向<br>2012年2月 アイビーシー㈱ 入社<br>2013年12月 同社 取締役経営管理部長<br>2018年1月 当社 入社 管理部長<br>2018年2月 当社 専務取締役(現任) | 92,900株                |
| 3         | さ か よ り か ず や<br>坂 従 一 也<br>(1987年5月23日生)   | 2011年4月 ㈱マクニカ 入社<br>2014年3月 当社 入社<br>2017年4月 当社 営業部長<br>2017年8月 当社 取締役(現任)<br>2021年3月 当社 営業推進部長<br>2021年8月 当社 事業推進部長<br>2025年3月 当社 オーガニックマーケティング制作部長(現任)                                                                                                                                                 | 30,500株                |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 (生 年 月 日)                       | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する<br>当 社 の<br>株 式 数 |
|-----------|----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 4         | ※<br>おお はら しげる<br>大 原 茂<br>(1968年 8 月 27 日生) | 1991年 4 月 ㈱長谷工コーポレーション 入社<br>1996年 1 月 シーガルコーポレーション 創業<br>1999年 1 月 (有)シーガルコーポレーション 改組 代表取締役<br>2000年 2 月 ㈱セントメディア(現㈱ウィルオブ・ワーク) 取締役<br>2006年 3 月 同社 代表取締役<br>2014年 6 月 ㈱ウィルグループ 取締役<br>2016年 6 月 同社 代表取締役社長<br>2016年 9 月 ㈱ネットジンザイバンク(現フォースタートアップス㈱) 取締役<br>2023年10月 ㈱フロンティアコンサルティング 社外取締役(現任)<br>(㈱サーキュレーション 社外取締役(現任))<br>2024年 6 月 ㈱Stayway 社外取締役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>㈱フロンティアコンサルティング 社外取締役<br>㈱サーキュレーション 社外取締役<br>㈱Stayway 社外取締役 | - 株                    |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 原口大輔氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
4. 大原茂氏は、社外取締役候補者であります。
5. 大原茂氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、経営者としての豊富な経験と経営全般に関する幅広く高い見識を有しており、当該経験及び見識を活かして、取締役の職務執行を監督し、当社の経営戦略・事業戦略に関する助言・提言をいただくことを期待して、同候補者としたものであります。
6. 当社は、大原茂氏の選任が承認された場合は、同氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償の責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
7. 当社は、取締役全員との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、役員の悪意又は重過失に起因して生じた損失については、補償の対象としないこととしております。
8. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用等(以下「損害」という。)を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害は、当該保険契約によっても填補されないこととしております。なお、全ての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。各候補者の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者になります。また、次の当該保険更新時には同程度の内容での更新を予定しております。
9. 当社は、大原茂氏の選任が承認された場合は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。

以上

## 株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区代々木二丁目3番1号

ホテルサンルートプラザ新宿 1階

「芙蓉」(ふよう)

TEL 03-3375-3211



交通：J R線・小田急線・京王線「新宿駅」南口より徒歩約3分

都営新宿線・大江戸線「新宿駅」A1出口 出てすぐ横